

令和4年度八潮市学童保育所入所のご案内

学童保育所は、児童が心身ともに健やかに成長することを願い、学童保育指導員が保護者の代わりに、ともに遊んだり学んだりするところです。

《 目的 》

保護者の就労等により、放課後に保育の必要性がある小学校に就学している児童の健全育成を図ることを目的としています。

《 入所基準 》

市内の小学校に就学している児童のうち、その家庭の保護者や同居の家族その他の者が、次に示す事情により、児童を保育することができない場合となります。

ただし、入所基準に該当する場合でも、家庭で保育できると考えられる場合や学童保育所の定員を超過する場合、集団保育の実施が困難であると思われる児童の場合には、学童保育所の利用ができないことがあります。

《 保育を必要とする事由 》

申請する児童と同じ住所で暮らす18歳以上65歳未満である全ての方が、次のいずれかに該当することが必要です。

| 事 由 | | 具体的な内容 |
|-----|------------|--|
| ア | 就労 | 就労（パートタイム、夜間、自営業、居宅内の労働等を含む）を、月に64時間以上することを常態としていること |
| イ | 妊娠・出産 | 妊娠中であるか、出産後間がないこと（出産予定日の前42日の属する月初日から産後56日の属する月末日まで） |
| ウ | 保護者の疾病、障がい | 疾病・負傷し、または精神的・身体的に障がいを有していること |
| エ | 介護、看護 | 長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいるため、その人の介護・看護に当たっていること |
| オ | 災害復旧 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること |
| カ | 求職活動 | 求職活動を継続的に行っていること（起業準備を含む） |
| キ | 虐待、DV等 | 虐待やDVの恐れがあるなど、社会的養護が必要な場合 |
| ク | 就学 | 専修学校やこれに準ずる教育施設に在学していること、または職業訓練を受けていること |
| ケ | 育児休業 | 育児休業取得時に、既に学童及び保育所を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること※ |
| コ | 特例による場合 | その他、上記に類する状態として市長が認める場合 |

※継続利用が必要であることの例：里帰り出産等で児童を保育することができない場合
継続利用を希望する場合は、所属する学童保育所にご相談ください。

《 公設公営学童保育所一覧 》

| 学童保育所 | 小学校 | 定員 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------|--------|-----|------------|--------------------------------|
| わかくさ学童保育所 | 潮止小学校 | 70人 | 大字南川崎826-3 | 997-7195 (A組) 999-1601 (B組) |
| やわた学童保育所 | 八幡小学校 | 60人 | 中央4-21-25 | 997-6821 |
| やなぎのみや学童保育所 | 柳之宮小学校 | 30人 | 大字柳之宮140 | 998-0043 |
| だいばら学童保育所 | 大原小学校 | 60人 | 八潮7-42-1 | 998-9550 (A組) 998-2019 (B組) |
| はちじょう学童保育所 | 八條小学校 | 30人 | 大字鶴ヶ曾根1 | 998-9006 |

《 入所申請手続き 》

(1) 新規申請

4月入所については、令和3年11月18日(木)から11月22日(月)の5日間に申し込みが必要となります。

受付時間 午前9時30分～午後5時

受付会場 やしお生涯学習館1階(展示コーナー)

※お申し込みできる学童は、民営学童も含め1ヶ所のみです。

5月以降の入所については、入所を希望する月の前月10日までに八潮市役所保育課窓口へ申し込みが必要となります。(入所日は原則として、毎月1日)

なお、10日が土・日・祝の場合は翌開庁日までの受付になります。

※夏休み開始期間から学童を利用する場合は必ず令和4年6月10日(金)までに申請してください。

(2) 次年度の継続入所

学童保育所の入所は年度単位で行っているため、継続入所を行っていません。

次年度に引き続き入所を希望される場合、新規申請していただく必要があります。

定員を超える入所申請があった場合、低学年の児童を優先して、入所承諾を行うことがあります。

(3) 申込みに必要な書類

① 八潮市立学童保育所入所申請書

② 児童家庭調査書

③ 保育の必要性を証明する書類

勤務証明書(変則就労の場合はシフト表を、また自営業の場合は、

営業許可証・開業届・最新の確定申告書の写しのいずれかひとつを添付すること)

母子健康手帳の写し、医師の診断書、障害者手帳の写し、

または就学証明書(学生証の写し)等

※申請する児童と同じ住所で暮らす18歳以上65歳未満である全ての方の書類が必要です。

《 公設民営学童保育所一覧 》

※入所申請手続・書類については、**各学童保育所へお問い合わせください。**

| 学童保育所 | 小学校 | 定員 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------|--------|-----|----------|----------|
| どんぐり学童クラブ | 松之木小学校 | 40人 | 緑町4-1-1 | 996-2216 |
| はちじょうきた学童保育所 | 八條北小学校 | 30人 | 大字八條1150 | 936-8205 |
| おおぜ学童保育所 | 大瀬小学校 | 80人 | 大瀬3-9-1 | 998-9088 |

《 民設民営学童保育所一覧 》

※入所申請手続・書類については、**各学童保育所へお問い合わせください。**

| 学童保育所 | 小学校 | 定員 | 所在地 | 電話番号 |
|------------------|-----------|-----|------------|----------|
| けやき学童クラブ | 大曾根小学校 | 80人 | 垢127-2 | 994-1500 |
| ちくみキッズクラブ | 大瀬・潮止小学校 | 60人 | 大字南川崎771 | 954-7272 |
| ちくみキッズクラブ第2 | 大瀬・潮止小学校 | 60人 | 大字南川崎717-2 | 954-4925 |
| コビーアフタースクールやしお | 中川小学校 | 40人 | 大瀬1661-2 | 959-9737 |
| コビーアフタースクールやしおST | 大曾根・大瀬小学校 | 30人 | 茜町1-1-4 | 950-8115 |

《 開所時間 》

- (1) 平日 放課後から午後6時30分まで
(おおぜ、民設民営学童は午後7時30分まで)
- (2) 一日保育 午前8時から午後6時30分まで(学校の休日、夏休みの平日等)
(おおぜ、民設民営学童は午後7時30分まで)
- ※土曜日については、すべての学童が午後6時30分まで

《 土曜保育 》

- (1) 土曜保育を利用する場合は、各学童保育所へお問い合わせください。
- (2) 次の学童保育所は、合同保育となります。

| 合同保育となる学童保育所 | 対象児童 |
|--------------|----------------------------|
| やわた学童保育所 | やわた、やなぎのみや、はちじょう学童保育所の入所児童 |
| ちくみキッズクラブ | ちくみ、ちくみ第2キッズクラブの入所児童 |

《 休所日 》

休所日は、日曜日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)となります。
その他、市長が認める日も休所となります。

《 学童保育料 》

(1) 保育料の金額

学童保育料は入所児童一人あたり、**月額9,000円**です。

(2) 保育料の支払方法

① 公設公営の学童保育所

金融機関における「**口座振替**」に対応しておりますので、金融機関で口座振替ご利用の手続きをお願いします。（口座振替日は毎月末日となります。末日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。）

口座振替以外での支払をご希望の場合は、指定金融機関の窓口において「**納付書**」でのお支払をお願いします。

② 公設民営及び民設民営の学童保育所

各学童保育所にお問い合わせください。

(3) 保育料の減額免除

以下に当てはまる世帯は、保育料の減額免除を受けることができます。

- 生活保護世帯・・・0円（必要添付書類：生活保護受給者証の写し）
- ひとり親家庭医療費の受給世帯・・・4,500円
（必要添付書類：ひとり親家庭等医療費受給者証の写し）
- 学童保育所入所児童が2人以上の世帯（2人目以降）・・・8,000円

八潮市立学童保育所保育料減額・免除申請書、他添付書類の提出が必要となります。
申請書における**全ての書類が提出された翌月から、保育料の減額免除を受けることができます。**

◎ 保育料・学童保育料の滞納について

同一世帯内児童の保育所保育料、学童保育料を滞納している場合は保育施設および学童保育所の入所選考時に選考指数を減点します。それにより、**入所ができない場合もありますのでご了承ください。**

滞納している保育料や学童保育料を申し込み受付期間までに納入した後、お申し込みください。

《 児童の送迎 》

児童の送迎は、保護者が責任をもって対応してください。

開所時間よりも早く児童を送る場合、学童保育指導員が来るまでは保護者が付き添ってください。

保護者による送迎が困難な場合は、ファミリー・サポート・センター等をご利用いただき、送迎をお願いします。

やむを得ずお迎えができない場合、事前に代理人（原則として大人に限る）を決めていただき、学童保育所へ連絡してください。

※ファミリー・サポート・センターを利用するには、事前に入会説明会を受けていただく必要があります。詳しくは下記連絡先までお願いします。

【問い合わせ】ファミリー・サポート・センター やしお子育てほっとステーション内

TEL 048-998-0295

《 家庭との連絡 》

病気等で学童保育所を休所する場合、**午後2時までに電話等で必ず連絡**してください。

また、児童の急病等により学童保育所から保護者の方へ連絡する場合がありますので、緊急連絡先の記入については、お間違いのないよう注意してください。

《 その他 》

- (1) 学校で給食が出ない日は、必ずお弁当を持参してください。
民営学童によってはお弁当提供があるため、別途昼食代を徴収する場合があります。
- (2) 季節に合わせて、着替えを用意してください。
- (3) 学童保育所から学習塾等に通う場合、保護者の送迎が必要となります。
- (4) 児童の保育時間は、保護者の勤務時間に通勤時間を考慮した時間内となります。
学童保育所に預けた児童をお迎えに行く途中で買い物等の私用の用事を済ませることは、ご遠慮ください。
- (5) 宿題を行う時間を設けておりますが、家庭でも確認してください。
- (6) ぜんそく、ひきつけ、脱臼、アレルギー等のある児童の場合、事前に連絡してください。
- (7) **ご家族の仕事がお休みの場合、家庭での保育をお願いします。**

問い合わせ先

八潮市子育て福祉部保育課保育係

電話：048-996-2111

内線314・884

新型コロナウイルスの感染が拡大しており、市内でも臨時休園する事例が発生しています。
安全な保育運営のため、下記の事項にご協力をお願いします。

次の場合は、保育施設に登園できません

- 児童が感染した場合
- 児童が濃厚接触者に特定された場合
- 児童がPCR検査を受ける（受けた）場合
- 児童に発熱などの風邪症状がある場合
- 家族が感染した場合

次の場合は、保育施設への登園を控えてください

- 家族が濃厚接触者に特定された場合
- 家族に発熱等の風邪症状がある場合
- きょうだい（兄弟姉妹）の在籍する施設（保育施設、学校等）が休園等の場合

※学校が学級閉鎖・学年閉鎖する場合、当該学級閉鎖又は学年閉鎖により登校できない児童は学童保育所に登園できません。
また、学校閉鎖の場合、学童保育所は臨時休園します。

★保護者の皆様へのお願い★

- ①ご家庭での児童・家族の健康観察
- ②児童・家族がPCR検査を受ける（受けた）場合の保育施設への連絡
- ③家庭保育が可能な場合の家庭での保育
- ④保育施設送迎時のマスクの着用

感染拡大防止のため、ご協力をお願いします。

